

(証券コード9507)
2022年6月6日

株 主 各 位

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役会長 佐伯 勇 人

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、2022年6月27日（月）午後5時20分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

3ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火） 午前10時
2. 場 所 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

第98回定時株主総会へのご出席を検討される株主さまにおかれましては、同封の「当社第98回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたお願いおよび株主総会当日の当社の対応等について」を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

第1項 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告，連結計算書類および計算書類報告の件

第2項 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第6号議案から第9号議案まで）>

第6号議案 取締役解任の件

第7号議案 定款一部変更の件(1)

第8号議案 定款一部変更の件(2)

第9号議案 定款一部変更の件(3)

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 電磁的方法により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法と書面により，二重に議決権を行使された場合は，電磁的方法によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は，お手数ながら，同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお，代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は，法令および定款第15条の規定に基づき，提供書類のうち，次に掲げる事項を，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載しておりますので，株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお，これらの事項につきましては，監査等委員会が監査報告書を，会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した対象の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告，連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yonden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

<インターネットによる議決権行使について>

1. スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください（<議決権行使コード> および <パスワード> のご入力不要です。）。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の <議決権行使コード> および <パスワード> をご入力いただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. パソコンまたは携帯電話をご利用の方

議決権行使ウェブサイト <<https://www.web54.net>> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の <議決権行使コード> および <パスワード> をご入力のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

3. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日（月）午後5時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (3) スマートフォン、パソコンまたは携帯電話のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 0120-652-031（午前9時～午後9時、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使について>

管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含みます。）の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使していただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第5号議案まで）〉

第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の配当の件

当年度は需給関連収支が悪化したことから純損失となりましたが、その主な要因である当年度の燃料価格の高騰影響は、燃料費調整額（収入）へ概ね反映されるものであることから、当期の期末配当につきましては、安定的な配当の実施を基本とする株主還元の方針に則り、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円
総額3,112,955,040円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり30円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の理由

配当財源の充実をはかるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額35,198,192,165円のうち31,600,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を3,598,192,165円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2022年8月31日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 以上の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 93 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する同法第 423 条第 1 項の責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2 第 93 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>第 98 回定時株主総会の決議による変更前の定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後の定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日までに開催する株主総会については、第 98 回定時株主総会の決議による変更前の定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものがあります。

なお、各候補者の選定にあたっては、委員長および委員の過半数を、会社法が定める要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会から、すべての候補者について妥当である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	佐 伯 勇 人 <input type="checkbox"/> 再任	取締役会長
2	なが 井 けい すけ <input type="checkbox"/> 再任	取締役社長 社長執行役員
3	やま だ けん じ <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員 原子力本部長，土木建築部担当
4	しら 井 ひさ し <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 事業開発室長，経理部・資材部・情報システム部担当
5	にし ざき あき ふみ <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
6	みや もと よし ひろ <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 総合企画室長，再生可能エネルギー部・広報部担当
7	みや ざき せい じ <input type="checkbox"/> 新任	常務執行役員 営業推進本部副本部長
8	おお た まさ ひろ <input type="checkbox"/> 新任	常務執行役員 火力本部副本部長火力部担任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	さ えき はや と 佐伯 勇 人 (1954年 7月25日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1977年 4月 当社に入社 2013年 6月 当社常務取締役 広報部・総務部・立地部・東京支社担当 2015年 6月 当社取締役社長 2019年 6月 四国経済連合会会長 現在に至る。 2019年 6月 当社取締役会長 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国経済連合会会長	32,043株
【取締役候補者とした理由】 ・佐伯勇人氏は、豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2015年6月に取締役社長に、2019年6月に取締役会長に就任し、経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果敢に取り組んできたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
2	な が い けい すけ 長井 啓 介 (1957年 2月11日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1981年 4月 当社に入社 2015年 6月 当社常務取締役 総合企画室長 2017年 6月 当社取締役副社長 総合企画室長, 情報通信部担当 2018年 4月 当社取締役副社長 総合企画室長, 再生可能エネルギー部・需給運用部・情報システム部担当 2019年 6月 四国生産性本体会長 現在に至る。 2019年 6月 当社取締役社長 社長執行役員 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四国生産性本体会長	32,600株
【取締役候補者とした理由】 ・長井啓介氏は、豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2017年6月に取締役副社長に、2019年6月に取締役社長 社長執行役員に就任し、経営手腕を発揮して当社グループの経営課題に果敢に取り組んできたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	やま だ けん じ 山 田 研 二 (1956年2月24日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年4月 当社に入社 2016年6月 当社常務取締役 原子力本部副本部長 2017年6月 当社常務取締役 原子力本部副本部長, 土木建築部担当 2019年6月 当社取締役 副社長執行役員 原子力本部長, 土木建築部担当 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	17,485株
【取締役候補者とした理由】 ・山田研二氏は、原子力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2016年6月に常務取締役に、2019年6月に取締役 副社長執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
4	しら い ひさ し 白 井 久 司 (1958年10月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1981年4月 当社に入社 2016年6月 当社常務執行役員 経理部担任 2017年6月 当社常務取締役 経理部・資材部担当 2017年6月 株式会社S T N e t 取締役 現在に至る。 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 事業開発室長, 経理部・資材部・情報システム部担当 現在に至る。 2019年6月 株式会社四電工取締役監査等委員 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社S T N e t 取締役 ・株式会社四電工取締役監査等委員	16,272株
【取締役候補者とした理由】 ・白井久司氏は、経理部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2017年6月に常務取締役に、2019年6月に取締役 常務執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
5	にし ぎき あき ふみ 西 崎 明 文 (1957年 2月 5日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1980年 4月 当社に入社 2016年 6月 当社常務執行役員 東京支社長 2018年 6月 当社常務取締役 秘書部・人事労務部・ 総合研修所・総合健康開発センター・ 東京支社担当 2018年 6月 四電ビジネス株式会社取締役 現在に至る。 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員 総務部・立地環境 部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発 センター・東京支社担当 現在に至る。 2019年 6月 四電エンジニアリング株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・四電エンジニアリング株式会社取締役 ・四電ビジネス株式会社取締役	17,337株
【取締役候補者とした理由】 ・西崎明文氏は，東京支社長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており，2018年6月に常務取締役に，2019年6月に取締役 常務執行役員に就任し，経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから，引き続き，候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
6	みやもと よしひろ 宮本喜弘 (1963年1月6日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	1985年4月 当社に入社 2015年6月 当社総合企画室経営企画部部长 (設備・需給担当) 2017年6月 当社執行役員 総合企画室経営企画部部长 (設備・需給担当) 2018年6月 当社執行役員 総合企画室経営企画部部长 2019年6月 当社常務執行役員 総合企画室経営企画部部长 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 総合企画室長, 再生可能エネルギー部・広報部担当 現在に至る。 2021年6月 坂出LNG株式会社取締役 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・坂出LNG株式会社取締役	10,342株
【取締役候補者とした理由】 ・宮本喜弘氏は、経営企画部長をはじめとする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、2021年6月に取締役 常務執行役員に就任し、経営手腕を発揮して業績に貢献してきたことから、引き続き、候補者としたものであります。			
7	みやざき せいじ 宮崎誠司 (1960年6月26日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">新任</div>	1983年4月 当社に入社 2013年6月 当社お客さま本部営業部部长 兼 電力取引グループリーダー 兼 ビルシステム提案グループリーダー 2017年3月 当社新居浜支店長 兼 新居浜支店総務部部长 2017年6月 当社執行役員 新居浜支店長 兼 新居浜支店総務部部长 2018年4月 当社執行役員 愛媛支店長 2019年6月 当社常務執行役員 営業推進本部副本部部长 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	5,176株
【取締役候補者とした理由】 ・宮崎誠司氏は、営業部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、経営手腕を発揮して業績への貢献が期待できることから、候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
8	おお た ま さ ひろ 太 田 正 宏 (1960年 5月14日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	1984年 4月 当社に入社 2013年 7月 当社火力本部西条発電所長 2018年 6月 当社執行役員 火力本部火力部長 2020年 6月 当社常務執行役員 火力本部副本部長 火力部担任 現在に至る。 [重要な兼職の状況] なし	4, 372株
【取締役候補者とした理由】 ・太田正宏氏は、火力部門を中心とする豊富で幅広い経験を通じて業務全般に精通しており、経営手腕を発揮して業績への貢献が期待できることから、候補者としたものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において各候補者の選任をご承認いただいた場合、当社は各候補者を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高畑富士子氏の任期が満了しますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたっては、委員長および委員の過半数を、会社法が定める要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役とする人事検討委員会の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴，地位，担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
たか はた ふじこ 高 畑 富士子 (1955年9月20日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員候補者</div>	2007年9月 株式会社ときわ取締役専務 2015年9月 同社取締役社長 現在に至る。 2020年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る。 [重要な兼職の状況] ・株式会社ときわ取締役社長	2,792株
【社外取締役候補者とした理由および期待する役割等】 <ul style="list-style-type: none"> ・高畑富士子氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、2020年6月に取締役監査等委員に就任しております。当社は、同氏に対し、経営の専門家として、当社の経営に関して客観的で有益な意見を述べることで、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査することならびに報酬検討委員会および人事検討委員会の構成員として独立した客観的な立場から審議に参加することなどを期待しております。当社は、同氏が、引き続き、これらの役割を適切に果たすことができると考えることから、社外取締役候補者としたものであります。 ・同氏は、現在、当社の取締役監査等委員（社外取締役）であり、取締役監査等委員（社外取締役）に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。 		
【取締役会および監査等委員会への出席状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度開催の取締役会12回、監査等委員会19回のすべてに出席いたしました。 		

- (注) 1. 当社は、高畑富士子氏が取締役社長を務める株式会社ときわとの間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の2021年度連結売上高の1%未満であります。高畑富士子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、高畑富士子氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏との契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社取締役（監査等委員である取締役ならびに退任した取締役および監査役を含む。）であります。当社は、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については保険金を支払わない旨を規定しております。また、免責金額等について定め、一定額に至らない損害については保険金を支払わない旨等を規定しております。本議案において高畑富士子氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を被保険者に含む当該保険契約を継続する予定であります。
4. 高畑富士子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。

(ご参考)

第4号議案および第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成および取締役会のスキル・マトリックスは、次の各表のとおりとなる予定であります。

[取締役会の構成]

氏名	当社における地位および担当
佐伯勇人 <input type="checkbox"/> 再任	取締役会長
ながい 井 啓 介 <input type="checkbox"/> 再任	取締役社長 社長執行役員
やま だ けん じ 二 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員 原子力本部長，土木建築部担当
しら 井 久 司 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員 事業開発室長，経理部・資材部・情報システム部担当
にし 西 崎 明 文 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 総務部・立地環境部・人事労務部・総合研修所・総合健康開発センター・東京支社担当
みや 宮 本 喜 弘 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員 総合企画室長，再生可能エネルギー部・広報部担当
みや 宮 崎 誠 司 <input type="checkbox"/> 新任	取締役 常務執行役員 営業推進本部長
おお 太 田 正 宏 <input type="checkbox"/> 新任	取締役 常務執行役員 火力本部長
かわ 川 原 央 <input type="checkbox"/> 現任	取締役監査等委員（常勤）監査等委員会委員長
か 香 川 亮 平 <input type="checkbox"/> 現任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
たか 高 畑 富士子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
おお 大 塚 岩 男 <input type="checkbox"/> 現任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
にし 西 山 彰 一 <input type="checkbox"/> 現任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員
いず 泉 谷 八千代 <input type="checkbox"/> 現任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役監査等委員

[取締役会のスキル・マトリックス]

氏名	当社における地位	主な専門性・経験等／特に期待する分野						
		企業経営・経営戦略	財務・会計	法務・リスクマネジメント	技術・研究開発	マーケティング・広報	事業開発・国際事業	環境・社会
佐伯 勇人	取締役会長	●				●	●	●
長井 啓介	取締役社長 社長執行役員	●			●		●	●
山田 研二	取締役 副社長執行役員				●			●
白井 久司	取締役 副社長執行役員		●	●			●	
西崎 明文	取締役 常務執行役員			●		●		●
宮本 喜弘	取締役 常務執行役員	●			●			
宮崎 誠司	取締役 常務執行役員					●		●
太田 正宏	取締役 常務執行役員				●			●
川原 央	取締役 監査等委員(常勤)			●	●			
香川 亮平	取締役 監査等委員	●	●	●				
高畑 富士子	取締役 監査等委員	●					●	●
大塚 岩男	取締役 監査等委員	●	●			●		●
西山 彰一	取締役 監査等委員	●					●	●
泉谷 八千代	取締役 監査等委員	●				●		●

(注) 「主な専門性・経験等／特に期待する分野」の各項目は、取締役会が全体として備えるべきスキル項目として、取締役会に一般的に求められる項目に加えて、「よんでんグループ中期経営計画2025」で掲げる経営方針を踏まえて必要と考える項目を選定し、人事検討委員会の審議を経て、取締役会で決定しております。

〈株主提案（第6号議案から第9号議案まで）〉

第6号議案から第9号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（121名）の議決権の数は、1,225個であります。

第6号議案 取締役解任の件

◆議案内容

当社の能力不足と怠慢により、伊方3号機の稼働を約2年間停止させ、700億円もの損失を生み出した佐伯勇人会長、長井啓介社長、山田研二原子力本部長の経営監督責任を問い、上記3名の取締役の即時解任を決議する。

◆提案理由

当社は、伊方3号機定期検査中の全電源喪失、原子炉制御棒引き抜き、原発敷地内における従業員の保安規定違反、フジツボ等の海洋生物の配管付着放置など、重大事故を繰り返しました。3号機は2019年12月26日に定期検査に入り、本来なら翌3月末には送電開始の予定でした。だが看過できない重大事故を次々と引き起こし、2021年12月6日に再稼働するまでの約20か月（定検3か月を除く）、原発を止め続けました。当社は二言目には「原発を止めると一か月で35億円の損失が出る」と言っています。当社の事故による運転停止に当てはめると、35億円×20か月＝700億円もの損失を発生させています。原子力規制委員会からも再三嚴重注意を受けています。しかし管理監督、経営者責任が未だに誰にも問われていないのは異常事態です。安全認識に欠け、経営能力のない上記3名が危険な原子力を扱うことに私たちは恐れと怒りを抱いています。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案において解任の対象とされている取締役は、他の取締役とともに、経営上の諸課題に対して真摯に取り組み、法令および定款に従い、取締役としての職務を忠実に遂行しております。

したがって、解任すべき理由はなく、本提案に反対いたします。

なお、伊方発電所3号機につきましては、2019年12月26日に定期検査を開始した後、広島高等裁判所における運転差止めを命じる仮処分決定や、法令により設置が義務づけられている特定重大事故等対処施設の設置工事のため、長期停止を余儀なくされましたが、本年1月に、通常運転の再開を果たしております。仮処分決定およびその取消しならびに特定重大事故等対処施設の設置に係る主な経緯は以下のとおりであります。

2019年12月26日	定期検査開始
2020年1月17日	広島高等裁判所による仮処分決定
2021年3月18日	仮処分命令を取り消す決定
2021年3月22日	特定重大事故等対処施設の設置期限
2021年10月5日	特定重大事故等対処施設の運用開始
2021年12月6日	送電開始
2022年1月24日	通常運転再開

第7号議案 定款一部変更の件(1)

◆議案内容

定款第1章・総則（目的）第2条と第3条の間に、第2条の2を追加する。
第2条の2 本会社は、福島原発事故の大惨事を教訓にして、南海トラフ巨大地震による伊方発電所における放射性物質放出事故に備え、地域住民のだれ1人取り残さない避難および防護、補償計画を作成する。

◆提案理由

東日本大地震に伴う福島原発事故は周知の通り大惨事を招き、今なお限りない放射能汚染が続いています。「どこまでも菜の花咲くをこの村に摘んでも摘んでもセシウム消えず」。これは、福島の歌人・波汐さんの悲痛な叫びです。この惨劇は、予測された巨大津波の警鐘を黙殺した東京電力幹部による人災に他なりません。

さて当社は大丈夫でしょうか。一昨年来、重大事故に対応する待機要員が職場離脱をしたり、定期検査に伴う作業中に制御棒の誤操作や外部電源の喪失など重大トラブルを続出させた当社の姿勢に、地域住民の不安と不信は増すばかりです。

「地域と共に」を社是とする当社は、地域の人々の信頼をより確かなものとするため、放射性物質放出事故に備え、原発事業者の責任として、地域住民に対する万全の避難・防護・補償計画の作成を、定款に明記します。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

伊方発電所におきましては、南海トラフの巨大地震による地震動は、中央構造線断層帯による地震等に基づいて策定された伊方発電所の基準地震動を大きく下回ることから、伊方発電所の耐震安全性が損なわれることはないと評価しております。また、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、伊方発電所周辺の津波高さは満潮時で3mと公表しており、当社は、海拔約10mにある伊方発電所の津波に対する安全性に影響はないと評価しております。これらの評価につきましては、原子力規制委員会において厳格な審査が行われ、当社の評価結果を妥当として、許認可をいただいております。

万一、原子力災害が発生した場合の避難計画を含む緊急時の対応につきましては、国および自治体を中心となって適切な対策を講じることとされております。伊方発電所周辺地域におきましても、国等により関係機関の具体的な緊急時対応がとりまとめられ、これに基づく防災訓練の結果等を踏まえた具体化・充実化がはかられております。当社といたしましては、国および自治体による原子力防災体制の充実・強化に、事業者として協力してまいります。

また、当社を含む原子力発電事業者は、万一、原子力損害が発生した場合の賠償に備え、法令に基づき、保険契約および政府補償契約を締結しており、さらにこれらの限度額を上回る大規模な損害に対しては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて資金援助が行われます。

加えて、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件(2)

◆議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 伊方発電所の廃炉

第40条 本社は、伊方原子力発電所3号機を廃炉にして、再生可能エネルギーを基幹電源にする。

◆提案理由

2021年12月24日、政府が進める大規模洋上風力の落札価格が1kWあたり11円台という衝撃の結果になりました。この価格は現在の産業用太陽光発電の単価とほぼ同じです。しかも、この価格をつけた箇所の出力は、伊方3号機と遜色のない82万kW。今回の結果は、「再エネ＝高い」という認識を覆しただけでなく、再エネがいよいよエネルギーの主軸となる、新時代の幕開けの宣言となったのです。環境省も2022年度から洋上風力発電の早期稼働を後押しするための事業に乗り出します。国は、2040年までに、原発45基分4,500万kWの洋上風力の導入、そして、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすることを表明しています。

当社は、再エネは技術が未熟であると、未だ原発に固執しています。それは言い訳にもなりません。できる理由を探し実践する。それ以外に当社の生き残る道はないのです。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、国のエネルギー基本計画も踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大を進めており、国内外で2030年度までに50万キロワット、2050年度までに200万キロワットの新規開発を目標に掲げ、その達成に向けた取り組みを積極的に展開しております。

一方、原子力発電につきましても、発電時にCO₂をはじめとする温室効果ガスを排出しないゼロエミッション電源であり、かつ、優れた供給安定性を有しております。当社といたしましては、エネルギー政策の基本であるS（安全性）＋3E（安定供給性、経済効率性、環境適合性）を確保しつつ、脱炭素社会の実現を目指していくうえでは、再生可能エネルギーのみならず、原子力を活用していくことが重要と考えており、伊方発電所3号機につきましても、さらなる安全性と信頼性の向上に向けた不断の取り組みを積み重ね、引き続き活用してまいります。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件(3)

◆議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

第41条 伊方原子力発電所1号機及び2号機の廃炉を2060年度までに完了する。

◆提案理由

当社は、伊方原子力発電所1号機の廃止措置作業を2017年9月に、同2号機を2021年1月に、それぞれ開始しています。当社の「よんでんグループ統合報告書2021」によれば、廃炉への工程は第1段階「解体工事準備期間(約10年)」, 第2段階「原子炉領域周辺設備解体撤去期間(約15年)」, 第3段階「原子炉領域設備等解体撤去期間(約8年)」, 第4段階「建家等解体撤去期間(約7年)」の4期に分かれ、約40年の長期間におよぶと記されています。廃炉費用は、各約400億円と見積もられています。廃止措置作業を「安全確保を第一に着実に進めていくのは当然ですが、約40年にもおよぶ重要な業務の期限目標を定款に定めて、廃炉に向けた決意と責任を明らかにすることは当社への信頼と「持続的な企業価値創造」につながります。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

伊方発電所1号機および2号機につきましては、現在、原子力規制委員会の認可を得た廃止措置計画に基づき、廃止措置作業工程における第1段階として、汚染状況の調査や管理区域外設備の解体撤去を実施しているところであります。廃止措置作業は約40年の長期間に及びますが、当社といたしましては、安全確保を最優先に、着実に廃止措置に取り組んでまいり所存です。

また、会社の業務執行に関する事項については取締役会において決定することが基本であり、本提案のような内容を定款に規定することは、機動的かつ柔軟な業務執行を確保する観点から、適切ではないと考えます。

したがって、本提案に反対いたします。

以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

会場 香川県高松市丸の内2番5号
ヨンデビル新館 2階

会場付近略図



会場には駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用願います。